

農地・水・環境保全向上対策に関する実施方針

平成19年4月16日

平成20年4月7日改正

平成21年4月10日改正

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方

1 趣旨

農地・水・環境の保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策（以下「対策」という。）について、本道の地域特性に応じて効果的かつ円滑に推進するため、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）に基づく「共同活動支援交付金に係る実施方針」を、北海道農地・水・環境保全向上対策基本方針を踏まえて定める。

2 具体的な実施の考え方

- (1) 活動組織は、保全管理活動の現状や将来地域が目指す姿を踏まえ、ワークショップによる話し合い等を通じて地域資源保全マップを作成することにより、地域の「守るべき資源」を確認し、地域の魅力の再発見や活動の課題把握に努めるものとする。
その上で、市町村や農業者及び地域住民等などとの明確な役割分担のもと、共同活動の内容や範囲、管理責任などを検討し活動計画に適切に反映させるものとする。
- (2) 対象地域の設定に当たっては、「守るべき資源」について合意がなされ、将来の「あるべき農村コミュニティ」を考慮したものとすることが重要である。
具体的には、現に各種の共同活動がなされている区域を基本とし、将来の農家人口の減少や高齢化の進行を踏まえて、環境保全向上活動の実施工エリアなども考慮して、地域の全員が集まって地域目標を話し合えるなど、合意形成が図りやすい単位で検討することが望ましい。
- (3) 活動計画の策定に当たっては、地域特性に応じて農業の持続的発展を支える活動、農業・農村の多面的機能の発揮を支える活動、農村地域の活性化を支える活動、広域的に取り組むことにより高い効果が期待される活動を検討することが重要である。
- (4) 先進的な営農活動については、農業本来の自然循環機能を維持増進し、本道農業の持続的発展を図るとともに、消費者ニーズに応えながら、消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産していく観点から、本道が進めてきたクリーン農業や有機農業の取組と連携し、地域ぐるみで活動が展開されるよう努めるものとする。

3 地方裁量により定める事項等

(1) 地域活動指針

要綱別紙1の第4の1の(3)に基づく地域活動指針は、本道の地域特性を踏まえて本道特有の積雪寒冷な気象条件、特殊土壌及び広大な地理的条件に由来する活動を追加するとともに、本道の農用地面積の約45%を占める草地における地域活動指針を別紙1のとおり定める。

(2) 活動要件

要綱別紙1の第4の1の(4)に定める地域活動指針に基づき定める要件は次のとおりとする。

なお、地域においては効果の高い活動を目指し、より多くの活動項目に取り組むことが望ましい。

農地・水向上活動	「機能診断」と「計画策定」の全ての活動項目実施する。 「実践活動」の活動項目を5割以上実施する。 、 の実施に当たっては、従来地域で行われていなかった新たな「実践活動」が最低1項目以上含まれること。
農村環境向上活動	テーマを1つ以上設定した上で、「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」の活動項目を各々1項目以上実施する。 全体で4項目以上の活動項目を実施する。 、 の実施に当たっては、従来地域で行われていなかった新たな「実践活動」が最低1つ以上含まれること。

(3) 多様な主体の参画

要綱別紙1の第4の1(4)に定める対象活動組織の構成員に係る事項については、地域住民、自治会などで構成する地域住民が主体の組織から、学校、PTA、消防団などの地域団体の参画、さらには都市住民やNPO・企業等も参画し、都市と農村の協働が図られた組織へとステップアップしていくことが望ましい。

そのため、各地域において異なる実情に配慮しつつ、日頃地域で行っている共同活動組織を「核」とし、多様な主体の参画を得た活動組織とすることが必要である。具体的には、都市近郊や純農村部などそれぞれの地域状況に応じ、非農業者も積極的に取り組める活動項目を実施するなど、多様な主体が参画しやすい仕組みを工夫することが大切である。

(4) 支援交付金の使途

要綱別紙1の第4の1の(4)に定める活動組織における支援交付金の使途に係る事項は、地域の将来目標を達成するための効果的な共同活動を対象とし、適正に実施することとしていくことが必要であることから、次の事項に留意するものとする。

ア 地域の目標達成のために必要な活動が円滑に実施されるよう、特定の活動に偏らないことが重要である。

イ 本対策は、地域ぐるみでの共同活動として取り組まれるものが基本であることから、自ら実施することが出来ない作業や特殊技術が必要な作業等の委託（外注）については必要最小限のものとする。

(5) 活動要件の一部緩和による面積拡大に関する特認要件

要綱別紙 1 の第 4 の 4 の (1) のウに定める、協定区域内において共同活動の水準が一律でない区域を含めて一体となった活動を実施することが必要な地域において、要件の一部緩和により面積拡大する場合の要件を別紙 2 のとおり定める。

4 市町村基本方針の策定

市町村は、本実施方針の実効性を確保するとともに、市町村の各種地域計画や施策等との整合をもった効果的活動を誘導するため、地域課題解決のための明確な目標を盛り込んだ、活動組織における活動計画策定の指針となる「市町村基本方針」を策定するものとする。

なお、市町村は、活動組織と協定を締結する際には、市町村基本方針に基づき、協定内容を審査するものとする。

効果的な事業実施に関する事項

1 共同活動

(1) 共同活動において取り組むことが望ましい活動

活動組織は、本対策の趣旨を踏まえ、次の観点から効果の高い活動に取り組むことが望ましい。

ア 農業の持続的発展を支える活動

- ・農地の保全…排水機能の維持向上、土壌流亡の防止等
- ・遊休農地の発生防止のための保全管理
- ・農業用水等施設の適切な保全管理による長寿命化や維持保全コストの縮減に資する活動及び補修等技術習得の推進
- ・環境負荷の軽減…水田からの排水（濁水）管理
排水路沿いの林帯等の適正管理
土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理等
- ・その他必要な効果の高い活動

イ 農業・農村の多面的機能の発揮を支える活動

- ・国土の保全、洪水被害防止…田んぼダム、防風林の適正管理等
- ・農村景観の向上…フラワーロード、カバープランツ・ハーブ畦畔、農用地への景観作物の作付け等
- ・農村自然環境の保全…外来種の駆除、農用地やため池、用排水路、防風林帯等を活用した動植物の生息環境の提供等
- ・その他必要な効果の高い活動

ウ 農村地域の活性化を支える活動

- ・地域主体の新しい農村コミュニティ形成
…環境保全計画策定等に係る寄合い等の場を活用した勉強会
農村環境向上活動のための地域合意による取り決め等
- ・都市と農村の交流による地域活性化
…地域住民等の関心を高める交流活動
市民活動組織や商工会等の他団体等との連携等
- ・その他必要な効果の高い活動

- (2) 広域的に取り組むことによって幅広く高い効果が期待される活動
活動組織は、市町村、水系間等での連携を図り、積極的に取り組むことが望ましい。

広域的に取り組むことが望ましい活動（例）

地 帯	具体的な機能	具体的な活動内容
田	洪水防止 風害防止	・ 田んぼダム ・ 防風林の適正管理
畑	表土の風害防止 農地の保全	・ 防風林の適正管理 ・ 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
草地	環境負荷の低減 自然環境の保全	・ 排水路沿いの林地帯等の適正管理 ・ 生物生息環境保全のためのネットワークの確保等
共通	農村景観の向上 生態系保全	・ 景観形成のための植栽、景観に配慮した作付け等 ・ 在来生物の保護育成、外来種の駆除等

- (3) 要綱別紙 1 の第 4 の 4 の (2) に基づく促進費対象活動等については、市町村基本方針に位置付けられたものを対象とする。

2 営農活動における望ましい環境負荷低減の取組

地域全体の農家が行う環境負荷低減に資する取組として、たい肥等有機質の施用に取り組む農業者においては、余剰窒素による環境汚染等を未然に防止する観点から、農産物の収量・品質のみならず、環境保全を考慮した施用量となるよう心がけるものとする。

その他必要な事項

本協議会は、関係機関との連携により活動組織への支援等を行うものとする。

1 活動組織への支援

活動計画策定の参考となる技術情報や参考事例を提供するなど活動組織に対する支援を行う。

また計画づくりや実践活動に関する技術的指導及び優良事例等の普及により活動組織を支援するための体制を整備する。

2 道民理解の促進

本対策の実施状況や成果などを積極的に広報し、本対策に対する道民理解の促進を図るものとする。

3 活動組織の連携等

活動組織がより効果的な活動を実施するため、情報の共有と連携を推進する地域リーダー意見交換会、優良事例発表会、講習会等を積極的に開催する。